資料 4-1

青梅市住宅確保要配慮者居住支援事業実施要綱

1　趣旨

この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。)第８４条から第８６条までの規定にもとづき、住宅に困窮する住宅確保要配慮者に対し、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）における民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための居住支援事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

2　定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅確保要配慮者　法第２条に規定する住宅確保要配慮者をいう。

(2) 住宅確保要配慮者居住支援法人　法第５９条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。

3　事業の実施主体

事業の実施主体は市とする。ただし、市は、事業の全部または一部を住宅確保要配慮者居住支援法人に委託して実施することができる。

4　事業の対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅確保要配慮者とする。

(1) 市内に住所を有する者または市の区域外に居住し、市内に転入を予定している者

(2) 民間賃貸住宅への入居にかかる支援を必要とする者

5　事業の内容

事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象者の住まいに関する個別相談対応

(2) 対象者の希望および状況に応じた民間賃貸住宅に関する情報の提供

(3) 東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準（平成２９年

１２月２５日付け２９都市住政第７９６号）にもとづき、東京都が認定した対象者が必要とする居住支援および生活支援サービスを提供する住宅確保要配慮者居住支援法人または社会福祉協議会等との連携および調整

（4）対象者に対する生活状況等の確認および支援

（5）関係機関とのネットワークの構築

6　守秘義務

第３項の規定により、事業の全部または一部を委託された住宅確保要配慮者居住支援法人において、当該事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7　関係書類の整備

事業の委託を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人は、業務の内容を明らかにするため、関係書類を整備し、業務完了後５年間保管するものとする。

8　実施期日

この要綱は、令和８年４月７日から実施する。